

秋田における弁護士刺殺事件への抗議と、徹底した調査・検証・対策を求める理事長声明

2010年11月4日未明、秋田弁護士会所属の津谷裕貴弁護士が自宅で男性に襲われ刃物で刺殺された件で、秋田地方検察庁は、同月25日、男性を殺人罪等で起訴をした。また、これに先だつ同年6月2日午後にも横浜弁護士会所属の前野義弘弁護士が事務所において男性に刺殺される事件があった。

上記両事件はその事実関係や背景の詳細はなお不明な点はあるが、これまでの報道や関係者の説明等によれば、いずれも、離婚事件において妻から受任していた弁護士を相手方であった夫が逆恨みから殺害に及んだと思われる理不尽な事件であり、弁護士業務に対する卑劣な妨害行為であって断じて許すことはできない。

このような暴力や脅迫・強要などの手段による弁護士業務への妨害は、基本的人権を擁護し社会正義を実現することを使命とする弁護士に対する違法・不当な攻撃であり、司法制度や法秩序に対する重大な挑戦である。

当連合会は、津谷弁護士並びに前野弁護士のご冥福をお祈りし、ご遺族に対し心から哀悼の意を表するとともに、このような理不尽で卑劣な暴力による弁護士活動への妨害行為に決してひるむことなく、弁護士の使命と役割を果たして行くことを誓うものである。

また、秋田における津谷弁護士刺殺事件については、同弁護士の妻から通報を受けた警察官2名が同弁護士を犯人と誤認して取り押さえているときに、犯人の男性が同弁護士を刺殺したとされている。しかも、報道等によると警察官2名は、津谷弁護士の妻から「男が夫を殺すといって自宅に押しかけている」との通報を受けていながら、現場に臨場する際に、耐刃防護衣等を着用せず、また携行を義務づけられている警棒も所持していなかったこと等も含め、警察官の初期対応が不適切であった可能性が強い。本件において警察官が適切な判断と行動をとっておれば津谷弁護士が殺害されるという最悪の結果を避けられたと思われるだけに、極めて残念である。

当連合会は、今回の津谷弁護士刺殺事件における警察官の行動について、秋田県警察本部はもとより、警察庁及び国家公安委員会においても徹底した事実調査と十分な検証がなされるとともに、それに基づき、今後再びこのようなことが起こらないよう適切な対応策を求めるものである。

2010年(平成22年)11月29日

近畿弁護士会連合会

理事長 山崎和友